

# 総合資料館基本構想

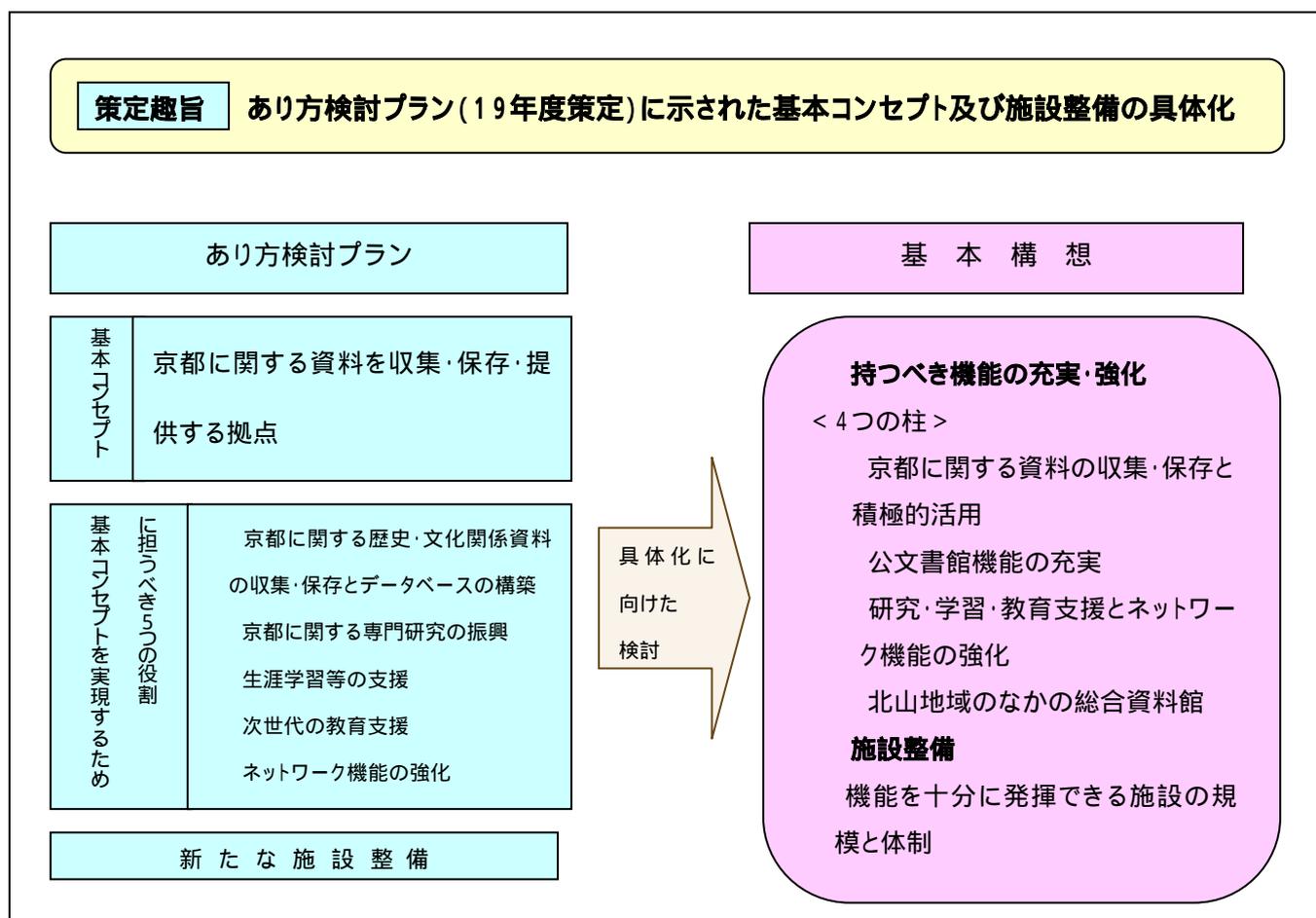
## はじめに

創設以来45年間の推移を踏まえ、取り巻く社会環境の大きな変化や多様化する府民ニーズに的確に対応するため、平成19年度に総合資料館の果たすべき役割・機能の方向性などを盛り込んだ「総合資料館あり方検討プラン(以下「あり方検討プラン」という。)」が策定された。

この「あり方検討プラン」は、新たな総合資料館(以下「新資料館」という。)の基本コンセプトとその実現のために担うべき5つの役割並びに北山地域における新たな施設整備について以下の方向性を示している。

本検討委員会は、ここに示された基本コンセプトの具体化に向けて、新資料館が持つべき機能の充実・強化と施設整備の具体化の方向について検討してきた。その検討結果を総合資料館基本構想として、とりまとめたものである。

なお、ここに示す基本構想は、新資料館の実現に向けて具体的な検討を進めるための「基本案」であり、今後、各事業等の進捗状況に応じ具体化を図っていくものである。



### 1 新資料館の基本方針

京都に関する過去・現代について調べることのできる施設として、創設以来蓄積してきたノウハウを十分に発揮し、京都に関する資料を的確に収集・保存し、後世へ確実に継承するとともに、引き続き、収集・整理・提供に努めるものとする。

新資料館の基本姿勢、性格を明確にするため、収集・保存・提供に関するガイドラインを策定し、公表するものとする。

### 2 重点事項

#### 京都に関する資料の収集・保存と積極的活用

本館創設以来の蓄積を基礎に、古来よりの日本の歴史・文化の遺産に恵まれた京都の地域特性を生かし、歴史・文化関係を中軸に「京都に関する資料」の収集・保存に重点化し、積極的活用に努める。その具体化方向を、京都に関する歴史資料（古文書等）、図書資料、画像・映像資料、美術・工芸品等の項目別に提示する。

#### 公文書館機能の拡充

本館は既に昭和47年から全国に先駆けて公文書館機能を発揮してきたが、この機能の拡充は今日きわめて重要な社会的要請となっている。

府政や府民の歩みを示す貴重な歴史資料であるとともに、府民の知る権利を保障し、現在及び将来の府民への行政の説明責任を果たす上できわめて重要な資料である府の公文書等を、的確に収集・保存し、活用しつつ、確実に未来に伝えるための公文書館機能の充実・発展方向を提示する。

#### 研究・学習・教育支援とネットワーク機能の強化

「あり方検討プラン」で指摘されている、本館所蔵資料を活用した京都に関する専門研究の振興・生涯学習等の支援・次世代の教育支援・ネットワーク機能の強化等の具体化方向を提示する。

#### 北山地域のなかの総合資料館

北山地域に集積した文化施設群との連携を強化しつつ、「あり方検討プラン」に示された基本コンセプトを確実に実行できる施設としての規模と設備及び組織体制の方向性を提示する。

その他検討を要する課題

新資料館の基本姿勢と性格を明らかにしつつ、府民利用施設として府民ニーズを的確に把握した公的サービスの内容や水準を提供するため、効果的・効率的な運営や組織・体制の検討を進めることが必要である。

### 新資料館の基本方針及び重点事項

#### 基本方針

開館以来のノウハウを発揮し、京都に関する資料を的確に収集・保存し、次世代へ確実に継承する。  
新資料館の基本姿勢、性格を明確にするため、収集・保存・提供に関するガイドラインを策定し、公表する。

#### 基本方針（事項）

京都に関する資料の的確な収集・保存と後世への確実な継承

館の基本姿勢、性格の明確化  
(収集・保存・提供に関するガイドラインの策定・公表)

#### 重点事項（検討の4つの柱）

京都に関する資料の収集・保存と積極的活用

公文書館機能の拡充

研究・学習・教育支援とネットワーク機能の強化

北山地域のなかの総合資料館

京都に関する資料を収集・保存・提供する拠点  
新資料館

## 京都に関する資料の収集・保存と積極的活用

### 1 歴史資料（古文書等）

資料館所蔵の国宝・東寺百合文書、国重要文化財・革嶋家文書をはじめ8万点を超す古文書の一層の活用を図るとともに、古来より日本の中心として、厚みのある歴史・文化遺産等に恵まれた京都地域の特性を活かせる、資料の収集・保存・活用に努める。

#### 収集範囲の明確化

研究資料として有効性・活用性の高い、広域にわたる文書を対象として、長期的展望の下に、計画的に収集する。

##### 収集・保存基準の視点

京都を知る上で必要なもの  
直接、京都に関する記述があるもの など

#### 共同研究の拡充と成果の発信の強化

資料館所蔵の資料を活用した京都府立大学等との共同研究を積極的に拡大するとともに、その成果について広く府民及び研究者等に情報発信する。

### 2 図書資料

京都に関する専門図書館機能を十分に発揮するため、所蔵する図書資料の分野を「京都に関する研究・学習支援の機能」を果たす図書資料の収集に一層重点化するとともに、旧府立図書館蔵書を引き継いだ貴重な資料である7万冊に及ぶ古典籍についても、保存・整理・調査・活用を進め、より深い京都文化理解を促し、研究・学習支援に資する重要資料として今後も収集する。

#### 収集範囲の明確化

京都に関する研究・学習支援機能を果たす図書及び所蔵する歴史資料や公文書等について調べる上で必要な参考図書等を収集する。

##### 収集・保存基準の視点

収集する分野は「京都に関する分野」とする。  
図書以外の印刷・出版物の収集に努める。  
これまでの蓄積を生かすとともに、京都に関する研究・学習支援機能を果たす上で必要な図書を厳選して収集する。

### **調査・研究機能の充実**

- ・ 所蔵図書、インターネット等のデジタル情報を生かし多様なレファレンス（資料情報等の相談）に応える。
- ・ 京都に関する研究等を行う機関と連携し、所蔵図書等に関する共同調査・研究を行うとともに、その成果について広く府民、研究者等に情報発信する。

### **3 画像・映像資料**

京都を知る上で、欠くことのできない貴重なものを収集する。

現在所蔵する資料について、今後ますます重要な近現代の歴史資料になることから、外部の専門家との連携を視野に入れながら、歴史資料として保存・活用を進める。

### **4 美術・工芸品等**

京都の美術・工芸を語る上で必要な作品等を収集する。

京都文化博物館等における展示を通じて、広く府民に公開し、活用を進めるとともに、後世に確実に継承する。

## 京都に関する資料の収集・保存と積極的活用

### 基本目標

「京都に関する資料」の収集・保存に重点化  
所蔵資料の積極的活用

#### 歴史資料 (古文書等)

収集範囲の明確化  
共同研究の拡大

京都を知る上で必要なものを収集  
府大等との共同研究の拡大  
研究成果の府民・研究者等への還元

#### 図書資料

収集範囲の明確化  
調査機能の充実

京都に関する研究・学習支援機能を果たす  
図書及び古典籍を収集  
多様な資料情報等の相談に対応  
所蔵図書等の共同調査・研究の実施、  
成果の還元

#### 画像・映像資料

収集範囲の明確化  
外部専門家との連携を視野に入れた保存・利用

京都を知る上で欠くことのできないものを収集

#### 美術・工芸品等

収集範囲の明確化  
京都文化博物館等における展示を通じて、広く府民に公開し、  
活用を進めるとともに、後世に継承

京都の美術・工芸を語る上で必要な作品等を収集

## 公文書館機能の拡充

公文書館法に定める公文書館としての機能を着実に果たすため、京都府の行政文書の中軸とした公文書等の収集・保存・公開を積極的に進めるほか、すでに国・重要文化財に指定されている1万5千点余の京都府行政文書の保存・活用に努めるとともに、収集・保存・活用に係るシステムを確立し、体制整備を図る。

### 1 公文書

#### 収集範囲の拡大

公文書館機能を着実に果たすため、府の全機関の公文書を収集の対象とすることを原則としつつ、利用者の利便、収集・管理コスト、収蔵スペースの検討状況を踏まえ、各機関の状況に応じた収集が可能となるよう検討を進める。

また、所蔵すべき公文書の範囲を明確にするため、公文書の保存期間に関する問題の整理に必要な各機関における「永年保存規定」の見直しに向けた取り組みを支援する。

#### 管理体制の確立

##### (ア) 収集・選別基準の作成・公表

公文書館機能が十分に果たせるよう、歴史資料、府政情報としての公文書の位置付けを明確にするため、収集・選別基準を作成し、公表する。

#### 収集・選別基準の視点

国民的又は府民全般に大きな影響を及ぼす事件・事務、歴史的に重要な意思決定など、情報公開と説明責任を果たすために必要な府民の共有財産として収集する。

##### (イ) 公文書の位置付けの明確化

公文書館機能が十分に果たせるよう、情報公開制度との整合性を図り、公文書館制度における「公文書」の閲覧・提供の位置付けを明確にする。

##### (ウ) 公文書館機能充実のための制度設計

電子文書を含めた公文書の作成・収集・保存・利用提供まで、一貫した事務が行えるよう、公文書館機能に係る権限について、国の公文書管理法（仮称）の動向も踏まえながら、引き続き関係部局との協議を進める。

#### 協議の視点

- ・ 公文書に係る府全機関の規定の見直し及び文書関連規程の整備を要請
- ・ 文書の廃棄に係る実施機関と館との事前協議の枠組みの制度化に向けた検討

#### 閲覧・利用のシステム化

- (ア) 学術調査研究目的に限定している閲覧制度の見直しを検討し、学術研究はもとより、広く一般の積極的活用を促せるよう努める。
- (イ) 閲覧制限情報等について客観的な視点を確保し、個人情報保護条例などとの整合性を図りつつ、閲覧基準を定め、公表する。
- (ウ) 公文書に関して、文書のライフサイクルに応じてインターネット上での閲覧が可能となるシステムについて関係機関と協議する。

#### 不服審査のシステム化

閲覧利用等制限に対する不服申立への対応のため、客観的・合理的な解決を図るための不服審査機関を設置する。

#### 制度設計の視点

情報公開制度、個人情報保護制度の解釈・運用状況に留意しつつ、整合性を図ることが可能な制度設計を行う。

#### 府職員への研修及び業務支援

府職員への文書管理についての研修及び府政に関する所蔵資料の情報提供により業務を支援する。

#### 府民等への研究支援・広報

府立大学等の公共政策研究への活用支援をはじめ、府民等の調査・研究を支援するとともに、所蔵する資料情報等の広報に努める。

## 2 公文書以外の近現代文書

公文書以外の京都府の歴史・文化の発展に密接な関わりをもった歴代知事をはじめ、民間団体、個人等の資料など、近現代文書についても、館としての収集基準を明確にし、収集・保存・公開に努める。

## 公文書館機能の拡充

### 基本目標

公文書の収集範囲の拡大、公文書以外の近現代文書の収集・保存  
京都府行政文書(重文)の保存・活用促進  
公文書館機能の充実に向けた閲覧利用等のシステムの確立

## 公 文 書

### 収集範囲の拡大

府全機関への拡大を検討

### 管理体制の確立

収集・選別基準の作成・公表  
館長権限の整理・調整

### 閲覧・利用のシステム化

閲覧・利用の拡大・促進  
閲覧基準の作成・公表

### 不服審査のシステム化

不服審査機関の設置

### 職員等への研修・業務支援

文書管理についての研修  
情報提供による業務支援

### 府民等への研究支援・広報

府立大学等の公共政策研究支援  
府民等の調査・研究支援  
所蔵資料情報の広報

収集基準を明確にし、  
収集・保存公開に努める。

公文書館法

公文書館制度

に則った運営

### 公文書以外の近現代文書

## 1 京都に関する専門研究の振興

府立大学、他大学及び専門機関や研究者等の参画を得て、京都に関する研究を支援し、振興を図るとともに、共同研究の企画や成果の発表・普及を支援する。

## 2 生涯学習等の支援

「京都について調べたい。学びたい」というニーズに的確に応えるため、展覧会や講座の開催をはじめ、府内の関係機関と連携した取組みを積極的に展開する。

### 事業展開の視点

地域で取組まれている歴史保存・伝承活動を応援し、地域力再生の一助とするとともに、具体的な実践活動を通じ、館としての応援プログラムを策定する。

自主的な研究サークルの組織化に応じて、研究面での支援を行う。

京都の歴史・文化に親しみ、興味を持つことができるよう、学校及び地域への出前講座等の取組みを行う。

府民が実物（ほんまもん）に触れ、親しむことができる講座、展示を行う。

## 3 次世代の教育支援

公的施設・大学・寺社その他の文化施設と連携し、小・中・高等学校生徒を対象とした事業に積極的に取り組む。

### 事業展開の視点

小・中・高等学校生徒を対象として、資料館所蔵の古地図等を活用した京都の歴史・文化等を学ぶ講座等を開催する。

児童・生徒が実物（ほんまもん）に触れ、親しむことができる講座、展示を行う。

京都の歴史・文化に親しみ、興味を持つことができるよう、学校及び地域への出前講座等の取組みを行う。

## 4 データベースの構築

所蔵全資料のデータベースの早期構築を目指し、順次公開する。

府立大学等と連携し、京都府内の関係機関が所蔵する地域資料に関する情報を集約し、京都府全体で歴史資料を保存・活用する体制の構築を目指す。

## 5 所蔵資料の展示

所蔵資料について、京都文化博物館などとの協力、連携の下に、展示による活用を推進する。

## 6 図書館機能の連携

府立図書館、府立大学図書館との間においては、各機関が独自性を発揮する中で、所蔵資料情報の共有化とその提供など有機的な連携を推進し、相互連携を一層強めることにより、更なる利用者の利便性の確保に努める。

## 7 府域の関係機関との連携

地域の歴史資料を収集・保存・提供する府立郷土資料館をはじめ、市町村立の歴史資料館及び図書館等関係機関との連携を推進し、相互の情報交換等を通じ歴史資料情報の共有化に努めるなど、ネットワークの強化を図る。

### 研究・学習・教育支援とネットワーク機能の強化

#### 基本目標

「京都について調べたい、学びたい」というニーズに対応

#### 京都に関する 専門研究の振興

大学等専門機関や研究者の参画を得て、研究支援  
研究成果の公表等

#### 生涯学習等の支援

所蔵資料を活用した展覧会、講座の開催

#### 次世代の教育支援

文化施設等との連携した小・中・高校生を対象とする事業の実施

#### データベースの 構築

全所蔵資料のデータベースの早期の構築  
府内関係機関の所蔵する情報の集約(府大連携)

#### 所蔵資料の展示

京都文化博物館などとの協力、連携の下で、展示による活用を促進

#### 図書館機能の連携

府立図書館、府立大学図書館との有機的連携の推進

#### 図書館機能の連携

府立図書館、府立大学図書館との有機的連携の推進

## 1 北山地域の施設との連携

所蔵資料に関する研究、研究成果の府民還元など、府民利用施設としてのサービスの一層の向上を図るため、北山地域に集積した文化施設群との連携、とりわけ府立大学や府立植物園との事業や施設の有機的な連携について、一層の強化を図る。

### 連携の視点

#### 府立大学

所蔵資料を利用した共同研究への積極的な参加などの研究活動やその成果の発信や展示、講座の開催などの普及活動を通じて、大学及び資料館が相互に持つ知識・機能を最大限に発揮し、府民サービスの提供が出来るような環境の整備を図る。

#### 府立植物園

府立植物園が所蔵する文献・資料等に係る保存・整理・活用に関する連携や子供からお年寄りも参加できる共同事業の実施など、相互に持つ専門知識と技術に応じて、連携を推進する。

## 2 主要な施設

「あり方検討プラン」に示された基本コンセプトを確実に実行できる施設・設備を有するものとし、府立大学等周辺施設との連携推進の方向に沿った施設とする。

### (1) 京都に関する資料の重点化関連部門

#### 閲覧スペース

特別閲覧スペース、研究用個室、マルチメディア対応スペースなど

#### 資料整理スペース

仮保管、薰蒸、資料整理、補修、編集などを行うスペース

#### 収蔵スペース

(ア) 書庫（図書、公文書、古文書等）スペース

### 容量・構造・設備の視点

- ・ 概ね50年後までの容量を確保
- ・ 温・湿度管理、防塵、遮光、防火機能を備えた構造・設備とするとともに、構造を工夫することによりランニングコスト等を圧縮
- ・ 希少資料（貴重書等）、文化財指定資料については、独立保存・管理ができる構造設備
- ・ 閲覧対応に適した構造・設備

- (1) 公文書に係る中間書庫スペース
- ・ 館長への権限委任等の枠組みの調整・検討と平行して、適切な規模等の検討も進める。
  - ・ 利用者の利便性等を考慮し、各機関の現行の保存施設を中間書庫として指定する方向についても検討する。

### 美術品等の収蔵スペース

京都文化博物館（展示）との役割分担を踏まえ、収集視点に従い寄贈等による京都府所有の貴重な資料を保存する。

#### 容量・構造・設備の視点

- ・ 概ね50年後までの容量を確保
- ・ 温・湿度管理、防塵、遮光、防火機能を備えた構造・設備とするとともに、構造を工夫することによりランニングコストを圧縮

### その他

諸資料の収蔵施設の有効活用を図るため、必要に応じ、所蔵資料の廃棄・移管システムの構築についての検討を行う。

## (2) 生涯学習等の支援部門

### 学習支援

研究成果等の府民還元のための講座開催や学習のためのスペース

### 研究支援

自主研究グループ等が活用できるセミナールーム

## (3) 次世代教育支援等関連部門

常設的な展示及び自主グループ等の研究発表等が行える展示スペース

## 3 主な体制

所蔵する「京都に関する資料」を的確に収集・保存し、府民還元の推進を図るとともに、人材育成の視点をもった体制を整備する。

また、各グループ相互の強みを活かした連携を行い、より効果的・効率的サービスの展開に努める。

(1) **所蔵資料管理部門（仮称：資料管理グループ）**

資料の収集・保存・整理と調査・研究や広く資料情報等の相談にも応え得る体制を整備し、機能の充実を図る。

**整備の視点**

- ・ 東寺百合文書を所蔵する京都府の責務として、平成15年度から開始した翻刻出版事業の継続が可能となる体制
- ・ 資料の収集・保存・整理・公開に係るシステムの構築ができる技量を持った職員の確保

**歴史資料部門**

資料の収集・調査や共同研究推進に応じうる体制を整備する。

**図書資料部門**

閲覧事務等日常業務の効率化を図るとともに、資料の収集・調査・整理やレファレンスに応えうる体制を整備する。

**画像・映像部門**

整理・保存等に専門性を持った専任の職員を確保し、体制を整備する。

**美術・工芸品部門**

京都文化博物館との連携を踏まえ、専門性を持った収集・保存等の管理ができる体制を整備する。

**公文書部門**

資料収集・整理・保存・閲覧・提供システムを適切に運用できる体制を整備する

(2) **研究支援・企画部門（仮称：研究支援・企画グループ）**

展示・生涯学習支援・専門研究推進及び他機関との連携に係る企画運営を行える人材を確保し、館全体で事業推進できるシステムを構築する。

(3) **施設の管理部門**

国宝、重要文化財等貴重な資料を保存、継承する施設であることから、十分な管理が行える体制を整備する。

## 4 施設の機能・規模

主な施設の機能・規模は、本基本構想の段階においては、概ね以下の機能・規模が見込まれる。

ただし、本計画に見込む規模は、現段階におけるものであって、引き続き、基本計画、基本設計等の各段階において、精査・検討するものであり、特に収蔵機能・規模については、現実性のある柔軟な対応を視野に入れて検討を進める。

また、各施設機能については、府立大学との相互利用など柔軟な利用ができるよう配慮する。

### (1) 主要施設の機能・規模

#### 閲覧

所蔵する図書等を閲覧に供するため、席数約 180 席、キャレルデスクの採用などプライバシーに配慮した機能、マイクロリダやデジタル画像の閲覧できるマルチメディア対応機能も整備

#### 特別閲覧

貴重書等取扱いに配慮を要する図書等を閲覧に供するため、席数約 30 席の規模を有するスペースを整備

#### 文書閲覧

古文書、公文書等を閲覧に供するため、席数約 40 席の規模を有するスペースを整備

#### 大型資料等閲覧（新設）

絵図等の大型資料を閲覧に供するため、絵図等を展開して閲覧できるスペースを整備

#### 講座

京都に関する歴史や文化、所蔵資料を活用した府民講座などに使用する席数約 200 席の規模を有するスペースを整備

#### セミナー（新設）

研究成果の発表などに使用する席数約 200 席の規模を有するスペースを整備

なお、2室に分割して使用可能な構造も検討する。

#### 共同研究

共同研究に使用する席数約 30 席の規模を有するスペースを整備

#### 生涯学習支援（新設）

地域・職域などの自主研究グループや個人が学習のために使用する席数約 70 席の規模を有するスペースを整備

#### 整理・補修（新設）

所蔵資料の整理・補修やデジタル化など情報の編集・発信のためのスペースを整備

## 展示

所蔵資料の展示スペースを整備

なお、大型絵図等が展示できる構造を有するほか、常設展示、デジタル展示視聴コーナー、体験学習が可能なスペースも検討する。

### (2) 収蔵機能・規模

新資料館が所蔵する図書、古文書、公文書、画像・映像資料、美術・工芸品等に係る保存・活用・提供などの機能を十分に発揮するためには、相当程度の収蔵スペースが必要であり、詳細な必要面積等については、具体的な施設整備に合わせて検討する。

### (3) その他

管理部門：新資料館の規模により別途検討

## 5 施設に関する検討事項

### (1) 立地

#### 北山グランドデザイン

北山地域における施設連携等をベースに文化・環境・学術の交流・発信拠点として検討が進められている「北山グランドデザイン」をもとに、新資料館の規模やデザインなど、実施設計に向けた検討を更に進める必要がある。

#### 関係施設との利用導線

隣接する「府立大学」はもとより、「府立植物園」、「陶板名画の庭」との連続した利用も可能となるよう、施設への入館経路等を幅広く検討する必要がある。

#### 歴史的経過

設置後45年を経過し、全国の研究者や関係者から親しまれている経過に鑑み、引き続き北山地域における歴史・文化の活動拠点として、北山地域での建設を検討する必要がある。

### (2) 京都らしさ

千年の歴史の中に息づく伝統を重んじながらも、常に先進的な技術や思想を取り込んできているという「京都らしさ」を、新資料館の立地、建設、デザインなどに反映できるよう検討を進める必要がある。

## その他検討を要する課題

### 1 効率・効果的な運営

- (1) 新資料館の基本姿勢と性格を明らかにしつつ、府民利用施設として府民ニーズを的確に把握した質の高い公的サービスを提供する必要があり、開館日や開館時間などをはじめ、資料提供方法などの検討をすすめ、公表する。  
このため、新資料館が持つ機能と資料の特性に基づいた提供方法や開館時間を設定できるなど、柔軟に対応できる構造、体制を検討する必要がある。
- (2) 外部評価機関による評価・指導や協働・協力組織の育成に努める必要がある。

### 2 設置根拠等の整備

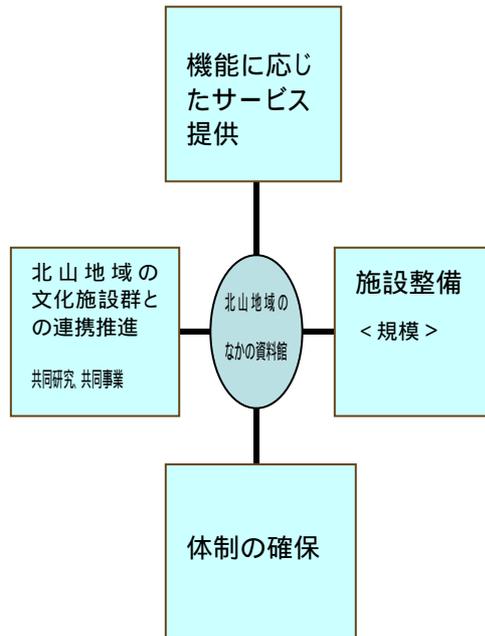
新資料館として持つ機能を明確に位置付け、最大限の能力を発揮し、府民の理解と活用が促進されるよう新しい資料館の機能を表す「条例」を整備するとともに、組織・体制についても十分な整備が図れるよう検討を進める必要がある。

さらに、施設の性格や活動がわかりやすい名称を付すとともに、府民利用施設として府民に愛着の持たれる愛称についても、引き続き検討する必要がある。

## 北山地域のなかの総合資料館

### 基本目標

北山地域の文化施設群との連携強化  
ふさわしい施設の規模・体制整備



北山地域の  
文化施設群  
との連携

府立大学：共同研究、成果の普及など  
植物園：文献資料の保存・活用等連携、共同事業

施設整備

基本コンセプトを確実に実行できる施設・設備  
府立大学等周辺施設との連携推進の方向性に沿う  
整備 閲覧スペース 収蔵スペース

体制

京都に関する資料を的確に収集・保存し、府民還元を図るとともに、人材育成の視点を持った体制  
所蔵資料の管理部門 研究支援・企画部門  
施設の管理部門

施設整備に係る検討事項

北山グランドデザイン 利用導線  
歴史的経過 京都らしさ

## その他検討課題

### 検討を要する課題

効率的・効果的な運営  
設置根拠等の整備

## 新資料館のイメージ等

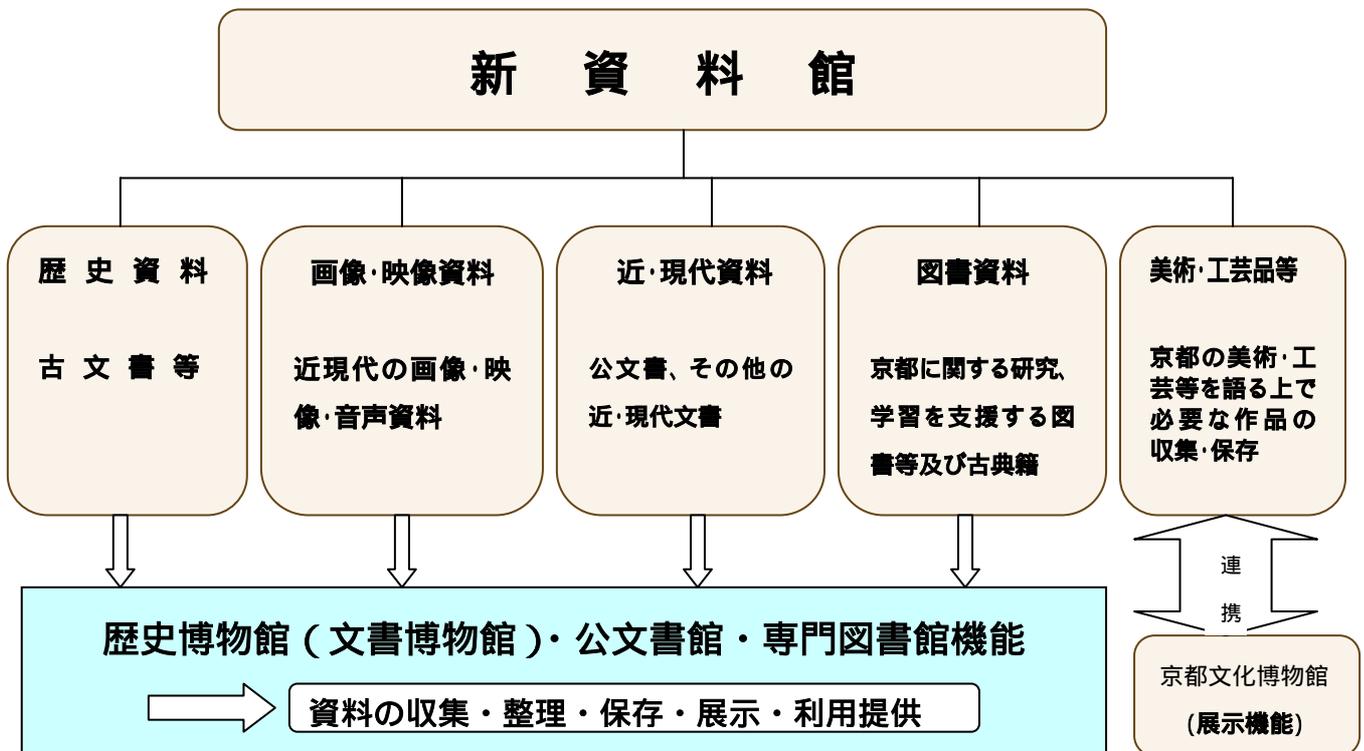
施設の性格

京都に関する資料の収集・保存・利用提供から、調査・研究支援、生涯学習支援、次世代教育支援まで、京都の歴史・文化についての研究・学びを支援し、情報を発信する資料館

名称 <案> 京 都 府 立 京 都 歴 史 文 化 資 料 館

府民ニーズ等 京都の歴史・文化について、知りたい。調べたい。

的確な収集・整理・保存・展示・利用提供（還元）



(注) 歴史資料、画像・映像資料、近・現代資料、図書資料などの区分は、自明のものもあるが、検討を要するものもあり、実施に当たっては文言にとらわれず、個別検討するものとする。

## 【 参 考 】

### 検討委員会委員及び検討経過

#### 委員

( 50 音順 )

区 分	氏 名 ( 役 職 名 )
委 員 ( 座長 )	井 口 和 起 ( 京 都 府 特 別 参 与 ・ 総 合 資 料 館 長 )
	上 田 純 一 ( 京 都 府 立 大 学 文 学 部 長 )
	鈴 木 眞 咲 ( 京 都 府 京 都 文 化 博 物 館 副 館 長 )
	藤 井 讓 治 ( 京 都 大 学 大 学 院 文 学 研 究 科 教 授 )
	堀 純 子 ( 国 立 国 会 図 書 館 関 西 館 主 任 司 書 )
	本 田 一 泰 ( 京 都 府 文 化 環 境 部 副 部 長 )
	吉 澤 健 吉 ( 京 都 新 聞 総 合 研 究 所 長 )
内 部 ワーキングオプザバー	小 林 啓 治 ( 京 都 府 立 大 学 文 学 部 准 教 授 )

#### 検討経過

回 数	開 催 年 月 日	主 な 検 討 内 容 等
第 1 回	平 成 20 年 6 月 27 日 ( 金 )	・ 委員会 の 設 置、今 後 の 進 め 方 等
第 2 回	平 成 20 年 7 月 29 日 ( 火 )	・ 新 資 料 館 に 必 要 な 図 書 ・ 資 料 の 範 囲 ・ 収 集 方 針、整 理 方 策 等
第 3 回	平 成 20 年 8 月 22 日 ( 金 )	・ 古 文 書 の 収 集 ・ 保 存 ・ 閲 覧 シ ス テ ム ・ 公 文 書 の 収 集 ・ 保 存 と デ ー タ ベ ー ス の 構 築
第 4 回	平 成 20 年 10 月 10 日 ( 金 )	・ 調 査 研 究 機 能、収 蔵 機 能、展 示 機 能
第 5 回	平 成 20 年 10 月 29 日 ( 水 )	・ 新 資 料 館 の 規 模、体 制
第 6 回	平 成 20 年 11 月 26 日 ( 水 )	・ 基 本 構 想 素 案
第 7 回	平 成 21 年 1 月 28 日 ( 水 )	・ 基 本 構 想 ( 案 ) ま と め

\* 開催場所：総合資料館 2 F 会議室、京都府職員研修・研究支援センター